

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2017年8月23日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事

【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）を参照願います。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること
- 注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 170607

国名：フィリピン 担当：東南アジア・大洋州部

案件名：アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト（フェーズ1）【有償勘定技術支援】

1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2017年8月23日から2017年8月29日12：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2017年8月23日から2017年8月29日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2017年9月15日12：00まで
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：10月上旬
- (5) 契約交渉（予定）：10月上旬～10月下旬

2 業務の内容

【業務の目的】

ムスリム・ミンダナオ自治地域（ARMM）及び紛争影響地域において、フィリピン土地銀行（LBP）を通じ、民間企業の農業関連投資や農業協同組合に対して生産資金、設備投資・運転資金等に必要な資金を提供することにより、同地域の金融アクセスの改善、経済活動の活性化を通じた雇用創出、生計向上に資する活動を促進し、もって同地域の平和の定着に寄与することを目的として、円借款「アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進事業」（ツーステブローン）の借款契約が2017年1月に締結された。

本円借款附帯プロジェクトは、上記円借款事業と並行して実施することで、金融アクセスを需要（サブローンの借り手となり得る対象地域の協同組合的企業（Corporative）、中小零細企業や農協／農民組織等の組織運営や金融リテラシー強化等）と供給（サブローンの貸し手であるLBPのマーケティングや審査に係る能力向上等）の両面から改善するための組織・人材育成を行い、円借款事業の円滑な実施促進に寄与することを目的としている。

本プロジェクトは、フェーズ1（1年間）及びフェーズ2（3-4年間）から構成されることを想定しており、フェーズ1（1年間）として実施される本業務の内容は以下の通り。フェーズ1の結果を踏まえ、フェーズ1で設立されるCorporativeの金融アクセス強化等も含めたフェーズ2を、次の3-4年間で実施する予定。

（注）ARMM等紛争影響地域における農民組織化・農地集約化の方法として、2016年11月にLBPの新総裁に就任したBuenaventura総裁が提唱したモデル（“Corporative”はCorporationとCooperativeを組み合わせた造語）。当初はLBP及び民間企業の出資により民間企業（corporation）として設立されるが、徐々に農民に所有権を移譲し、農民による協同組合（cooperative）としていく。

【業務内容】

1. 協同組合的企業（Corporative）の設立及び運営能力強化
 - 1.1 Corporativeモデルの精緻化（他国の類似事例レビュー、第三国研修等）
 - 1.2 Corporativeに参加する農民の動員（地域選定、広報ツールの作成、現地説明会の実施等）
 - 1.3 Corporativeに出資する民間企業の動員（企業へのアウトリーチ活動等）
 - 1.4 Corporative組織の設立（タスクフォースの立ち上げ、ビジネスプランの策定支援等）
2. 中小零細企業や農協／農民組織等の金融アクセス能力強化
 - 2.1 LBPのアウトリーチ拡大のための支援業務（広報ツールの作成、現地説明会の実施、アグリビジネスに係るデータの整備等）
 - 2.2 小零細企業及び農業協同組合等向けニーズアセスメント及び能力強化研修の実施
3. LBPの審査及び案件監理能力強化
 - 3.1 円借款本体の運営管理ガイドライン及び環境社会配慮マネジメントフレームワークの最終化支援
 - 3.2 円借款本体の各種報告書の策定支援
 - 3.3 commodity Investment Module/ Investment Moduleの策定
 - 3.4 ニーズアセスメント及び能力強化研修の実施
 - 3.5 環境社会配慮の審査支援
 - 3.6 モニタリング体制の強化（ベースライン調査の実施、モニタリング方法の構築支援等）
 - 3.7 次期フェーズのPDM案の策定

3 条件等

(1)参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(2)参加の制限

特になし。

4 契約期間（予定）

2017年11月上旬～2018年11月上旬

5 想定人月（予定）

55.04 M/M

以上